

# 選挙の執行・管理体制について

平成 20 年 12 月  
富岡市選挙管理委員会

## 選挙体制の見直しについて

富岡市は、平成 18 年 3 月に旧富岡市と旧妙義町が合併しました。

この合併時には選挙投票区やポスター掲示場設置箇所等の見直しを行っておらず、旧市町の選挙体制をそのまま引き継ぎ、現在、40 か所の投票区(所)で選挙を実施しています。

しかしながら、本市の投票区ごとの対象有権者数は、多い投票区で 2,547 人、少ない投票区で 84 人と投票区ごとにより開きがあり、市全体で見ると有権者数、施設規模などの均衡が取れておらず、地域内に近接する投票所があるなど配置バランスも取れていない状況です。

また、行財政改革により職員の削減、経費削減が求められており、これに伴い選挙事務においても選挙費用の抑制化を図り、人件費の抑制、ポスター掲示場の設置箇所の見直しなど今まで以上にコスト削減に努めるよう求められています。

しかしながら、選挙体制の見直しを行う上で、選挙管理委員会は選挙を公平かつ適正に執行し、有権者の利便性、サービス低下を招かないよう十分配慮し、投票しやすい環境づくりも考慮しつつ選挙体制の見直しを行っていかねばなりません。

このため、本市においては、主に次の事項について統一的な基準を定め、選挙体制の見直しを行うこととします。

- 1 期日前投票の周知改善について
- 2 投票区(所)の統合、見直しについて
- 3 ポスター掲示場の見直しについて
- 4 投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて
- 5 選挙事務の見直しについて
- 6 見直しに係る経費削減について

### 1 期日前投票の周知改善について

期日前投票については、公職選挙法では、市町村ごとに期日前投票所を 1 か所以上設けることと規定されており、本市では合併後、旧富岡市役所と旧妙義町役場で実施していた 2 か所の投票所で引き続き実施してまいります。

また、期間と時間については、各選挙管理委員会で個別に定めることとされており、富岡庁舎は告示日の翌日から投票日前日までの午前 8 時 30 分から午後 8 時までとし、妙義庁舎では市の選挙は告示日の翌日から土曜日まで、国・県の選挙では投票日の前の日曜日から土曜日までの期間で、投票期間を短縮し実施してまいります。

なお、平成 19 年 7 月実施の参議院選挙では、富岡庁舎が 4,643 人、妙義庁舎が 458 人、合計 5,101 人と妙義庁舎での投票者数が富岡庁舎での投票者数の約 1/10 の状況でありました。

このため、バランスの良い投票所の活用が出来るよう、吉田・丹生・一ノ宮・黒川地区の有権者には妙義庁舎での投票を呼びかけ、制度のさらなる周知と広報活動に一層力を入れて取り組んでまいります。

更に、将来的には期日前投票所の増設も検討してまいります。

## 2 投票区及び投票所の統合、見直しについて

### 投票区の状況

本市の投票区の状況は、合併前の旧富岡市が 32 投票区、旧妙義町が 8 投票区の合計 40 投票区の投票所を引き継いでおります。

平成 20 年 3 月時の定時登録有権者数は 43,580 人で、1 投票区当たり平均有権者数は 1,089 人となっています。

投票区ごとの有権者数で見ると 100 人未満の投票区は 1 か所、400 人未満の投票区は 3 か所、500 人未満の投票区は 2 か所で、1,000 人未満の投票区は合計 14 か所で全体の 50% となっています。一方、2,000 人を超える投票区は 3 か所となっています。

また、有権者が一番多い投票区で 2,542 人、一番少ない投票区で 84 人とその差は 30.3 倍の開きとなっています。

### 課題と目的、見直しの考え方

本市においては投票区の規模についての定めがなく、合併後も旧市町の体制を引き継いで選挙を行っています。このため、現在、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離など、規模や配置のバランスが取れていない状況です。さらに投票時間が長時間にわたることから投票管理者、立会人の選任が容易ではなく、職員数も減少する中で投票事務従事者の確保も難しくなっている問題もあります。

投票区(所)の設置については、有権者数のバランスが取れた平均的な規模などを画一的に設置することが理想です。また、市民が政治に参加する最も重要な機会である選挙を身近なものにするためには、出来る限り住居の近くに投票所を設置することは言うまでもなく投票所までの距離についても考慮しなければなりません。この距離については、小学校の学区の範囲が適当だと考えています。

一方、現在、期日前投票制度により午後 8 時まで投票できるなど投票環境も整備されつつあります。

以上のことにより、今回、市内、同一の基準により市域全体の均衡や公平性を図ることを目的として、有権者数や投票所までの一定の距離を考慮して投票区の統合、見直し基準を設定することにしました。あわせて本市が行財政改革を推進するのにあたり、選挙費用の節減についても例外ではなく、一層の経費削減に努める観点からも見直しを行うことにしました。

この投票区の統合、見直しにより投票事務の多くを占める人件費の削減、ポスター掲示場設置費用の削減につながるものと見込んでいます。

このため、合併した類似都市の事例を参考にしながら本市の地域性、地形、交通手段等を勘案して投票区の設置基準案を定めました。

次に投票所については、市をはじめ公的施設ではない施設の使用が多く、他行事との調整など施設の使用承諾を得るのに大変苦慮しています。投票所の設備についても人に優しく投票しやすい環境を確保するため、投票所のバリアフリー化が求められています。本市では、バリアフリー化されている施設が少なく、公会堂等についても入口等に段差があり、選挙のたびに簡易スロープやマット、シートを設けている状況です。

また、一部の投票所では、消防器具置き場を使用しているところもあり、防災対策上問題もあります。昨今、自家用車で投票所に来られる有権者も多数を占め、交通安全対策上、駐車スペースの確保も重要となっています。投票区の見直しとあわせ、投票所となる施設の設定面も考慮しながら投票所の見直しも必要だと考えています。

## 統合・見直しの基準

### (1)投票区

投票区は市内全域について旧市町内の各地区単位で、その小学校の通学区域を基準とします。

地区をまたがった通学区の場合は、その地区の区域と通学区について、投票所となる施設までの距離、地形、交通利便性などを考慮し、投票区の設定を行います。

投票区は、行政区単位の集まりとします。

有権者の住居から投票所となる施設までの距離については、おおむね3キロメートル程度とします。また、投票所の規模については、一投票所で適正に投票受付事務が執行できる有権者数を2,500人程度とします。これらを超える場合は、同じ通学区内で分割し投票区を設けます。なお、分割後の1投票区の規模は有権者数をおおむね2,000人から1,000人程度とします。

投票区の設定は将来の小学校区の見直しや交通利便性、地区の高齢化、投票所となる施設の立地などを考慮しながら随時見直し検討を行います。

### (2)投票所

投票所は、小中学校の体育館、地区公民館などなるべく市有施設を優先的に当てることとし、バリアフリー化され、駐車スペースがある施設とします。

また、投票所の位置は、なるべく投票区を中心付近にある施設としますが、中心付近に投票所としてふさわしい施設がない場合は、なるべく近接した他の適当な施設を選定します。

### 見直しについて

当初の投票区及び投票所の統合、見直し案では、現在の投票区40か所から14減し、変更後の投票区を26か所、投票所については14か所の変更とし、8月1日号の広報に見直し説明会の案内及び全戸配布による説明会開催通知を配布し、8月6日から29日まで、各地区12会場で説明会を行いました。また、8月6日から31日までの間、説明会会場である公民館等にアンケート並びに回収箱を設置し広く市民の意見募集を行い、この見直し案に対し貴重なご意見をいただきました。

ご意見では、「今回の見直しで投票率の低下が心配される。」「統合により投票所までの距離が遠くなる」「交通手段を持たない高齢者への配慮が必要」「黒岩小学校体育館は、急坂で高齢者は登るのが大変だし、雪が降ると滑るし危険なので、公民館にしてほしい。」「菅原地区の奥の方は、高齢化が進み道普請などの行事もままならない。また、児童館まで3キロメートル以上有るので菅原公会堂を残して欲しい。」「行沢区は総合公園管理棟より児童館が近いので、児童館にして欲しい」など多くのご意見をいただきました。

これら、出された意見を検討し、黒岩小学校体育館を黒岩公民館に変更、行沢区は地理的条件を勘案し総合公園管理棟より児童館に変更、菅原地区については、児童館からの距離を再計測した結果、3キロメートル以上有ることが確認されましたので菅原公会堂の投票区を残すこととしました。

以上のことから、投票区及び投票所見直し案を修正し26か所から1増の27か所に、投票所の変更については、12か所の投票所を変更します。(別紙のとおり)

また、社会情勢の変化により見直しの必要が生じた場合は、再検討を行います。

### 3 ポスター掲示場の見直しについて

公設のポスター掲示場は、投票区の数に基づいて公職選挙法で定められており、本市では現在、市内全域で 266 か所設置しています。

ポスター掲示場の数は、投票区ごとにその選挙人名簿登録者数と面積とにより算出され、ポスター掲示場を設置することが困難である等の特別の事情がある場合は、その数を減少させることができますようになっていきます。

このポスター掲示場については、設置数が多い、隣接した場所に設置されている、という市民の声を多くいただいております。交通安全、防災上の観点からも年々、その設置自体に苦慮しているところです。ポスター掲示場設置にかかる費用についても選挙費用の中で大きなウエイトを占めるものとなっています。また、選挙公報の発行により、有権者に対してダイレクトに立候補者の周知・広報ができていたものと考えています。

ポスター掲示場の設置数については、前述の投票区の見直しに伴い減少することになり、市内で 67 か所減少し、合計 199 か所となります。

また、あわせてポスター掲示場の建設部材や設置工法についても、従前どおり再生材等を使用し経費の節減に努めて参ります。

### 4 投票所の閉鎖時刻の繰り上について

課題と見直しの考え方

本市の投票日当日の投票時間は、平成 19 年の県議会議員選挙より、全投票所とも午前 7 時から午後 6 時までとなっています。投票時刻の繰り上げについては、投票機会の減少、投票率の低下の懸念があることは当然だと思えます。しかしながら、平成 15 年に期日前投票制度が創設され、以前より、投票機会については拡大傾向にあり、あわせて「1 期日前投票の周知改善」により、今後一層、投票の利便性は高まるものと考えます。

また、投票日当日の投票時間が長時間にわたることにより、投票管理者、立会人の選任も難しくなっています。なお、山間部の有権者数が少ない投票所においては、午前中の投票者が多く午後 7 時以降の投票者数は少ない状況です。

開票時刻についても、従前の午後 9 時からでは、開票確定時刻も深夜 0 時を超えることもあります。今後も引き続き、開票作業に従事する職員の人件費も抑制しなければなりません。

したがって、投票所の閉鎖時刻は全投票所とも午後 6 時までとし、開票開始時刻は市の選挙では午後 7 時、県・国の選挙では午後 8 時とします。

### 5 選挙事務の見直しについて

上記のほか、選挙事務について下記のとおり取り組んでいきます。

#### (1) 啓発活動の推進について

期日前投票制度の一層の周知を図ります。

#### (2) 投開票事務に係る人件費の抑制について

選挙費用の中で人件費が占める割合は大きく、行財政改革の効果を挙げるためにも人件費の抑制が必要です。

このため、投票事務については、期日前投票システムの充実・当日投票受付事務のシステム化を行うとともに、期日前投票事務従事者を人材派遣会社等に外部委託し、職員の時間外勤務手当の削減に努めます。

また、開票事務については、開票作業フローの見直しや投票用紙読取分類機の導入な

ど機械化を進め、開票時間の短縮に努め時間外勤務を減少します。

(3) 若年層への政治・選挙に関する啓発活動の取り組みについて

若年層の政治への無関心や政治離れ、選挙離れが指摘されています。このため、特に大学生などに対して政治や選挙に関する啓発等の取り組みを推進するとともに、選挙時の投開票事務について学生パートの雇用も検討します。小中高生についても選挙を体験してもらうよう児童会や生徒会役員選挙の際に投票箱など選挙備品の貸出を行います。

(4) ホームページを通じた情報提供について

選挙関係のホームページをより充実し、選挙の知識や情報、過去の選挙結果などホームページを通じて提供します。また、期日前投票の宣誓書や不在者投票関係の申請書類など様式類の掲載を行います。

(5) 市明るい選挙推進協議会との連携について

市明るい選挙推進協議会は引き続き選挙管理委員会と連携し、小中高生ポスタ・コンク・ルに参加応募を呼びかけ選挙啓発活動に取り組んでいきます。

## 6 見直しに係る経費削減について

以上のような見直しにより、主に投票管理者、投票立会人、職員の投票事務従事者など約70人程度削減されるなど投票事務に係る人件費や、投票所経費及びポスター掲示場の設置経費など経費削減が見込まれ、市議会議員選挙では、約480万円、市長選挙では約340万円、併せて約820万円の市費が削減される見込みです。

また、この他に期日前投票システムの充実・当日投票受付事務のシステム導入や開票事務の効率化に伴う費用削減が見込まれます。